

第2章 栄養摂取量

I 厚生省「国民栄養調査」

1. 調査の目的 この調査は、国民の健康状態、栄養摂取量等の実態を明らかにするために、栄養改善法(昭和27年法律第248号)に基づいて毎年行っているものである。なお、ここに集録したのは、栄養摂取状況調査結果の一部である。
2. 調査の対象及び客体 全国の世帯及び世帯員を対象とし、厚生省統計標本地区(国勢調査地区により作成)調査により設定された単位区より無作為に抽出した地区(48年度309地区)内の全世帯及び世帯員(約6,200世帯,23,000人)を調査の客体とした。
3. 調査期日 昭和46年以降は11月中の連続した3日間(祝祭日を除く)。ただし、38～45年の期間(39,41年のみ11月)は、5月中の連続した5日間、38年以前は、5,8,11月及び2月注の連続した5日間(年4回)。
4. 摂取熱量及び栄養量の算出 科学技術庁「日本食品標準成分表」によっているが、46年以降は、「三訂日本食品標準成分表」をそのまま使用するのではなく、摂取食品を89食品群にまとめ、44年度の食品別摂取量を基礎にして作った食品類別荷重平均成分表を使用した。